

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第2回）議事録

■日 時 令和7年8月19日（火）午前10時00分～午前11時46分

■場 所 対面及びオンラインの併用

■出席委員 片谷会長、宗方部会長、安立委員、尾崎委員、羽染委員、廣江委員、森川委員、保高委員

### ■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト【1回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【騒音・振動】【土壤汚染】【地盤】【水循環】  
【日影】【電波障害】【景観】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び  
【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

令和 7 年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第二部会（第 2 回）  
速 記 錄

令和 7 年 8 月 19 日（火）  
対面及びオンライン併用

(午前 10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、東京都環境影響評価審議会第二部会を始めさせていただきます。

本日は御出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち8名の御出席をいただいており、定足数を満たしております。

これより、令和7年度第2回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひいたします。

○宗方部会長 ありがとうございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○宗方部会長 ただいまから、第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、1回目となります。

それでは、次第1の「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○宗方部会長 審議の進め方についてですが、審議は今回を含めて計4回とする予定です。

3回目に審議結果をまとめ、4回目は統括審議となります。

また、事業者の方の出席は、今回を含め3回を予定しております。

今回は1回目の審議となりますので、委員の皆様には事業計画の内容など確認したい点や疑問点などについて、御担当いただいている評価項目に限らず、幅広く質疑を行っていただきたいと考えております。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、資料1を御覧ください。

資料1は「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見をまとめたものになります。

意見書の件数ですが、都民からの意見書は4件ございました。関係市長からの意見は東久留米市長の1件があり、合計5件の意見がございました。

まず、都民からの主な意見でございます。

環境全般について、「周辺への影響を考えると、計画建築物は敷地境界から物理的に距離を取ることが効果的である。」、「新工場の南東側も10mは離して、まとまった樹木を植えてもらいたい。」との意見がございました。

大気汚染について、「計画地南東側では、解体・建設が住宅の至近で行われ、かつ、工事車両の大部分が南門より進入するため、住宅付近の二酸化窒素の排出量が多くなるのではないか。」、「工事期間中、住宅地との境界で二酸化窒素を常時計測し、基準を超えないよう管理してほしい。」との意見がございました。

騒音・振動、低周波音について、「24時間365日稼働するため、健康被害が心配である。」、「現時点でも工場からの音を感じるので、工場全体として騒音の低減に力を入れてもらいたい。」、「騒音や低周波音の予測は、水槽試験室の音源も考慮に入れ予測してもらいたい。」、「工事期間中、住宅地との境界で騒音・振動を計測し、基準を超えないよう管理してほしい。」、「施設稼働後も定期的に計測し、影響が生じる場合は改善してもらいたい。」などの意見がございました。

地盤について、「道路冠水が頻繁に起こっていた場所なので、工事の掘削により地盤沈下のおそれがあるのではないか。」との意見がございました。

水循環について、「雨水浸透貯留槽の処理能力は十分なのか。」、「設置場所が住宅地との境界付近であることから、地面の水分量が多くなり、地盤が弱くなる可能性はないのか。」、「工事中の湧水や1.5倍に増える揚水の影響で周辺の井戸等への影響が生じるのではないか。」などの意見がございました。

景観について、「水槽試験室の高さと住宅地との距離などから、圧迫感が出るのではないか。」、「景観予測の調査地点として、計画地東側の南町通りからの近景を入れるべきである。」との意見がございました。

自然との触れ合い活動の場について、「従業員の増加で周辺道路の車や歩道の通行量が

増え、危険が増すのではないか。」、「前沢森の広場も貴重な自然との触れ合い活動の場であり、今後、公園も整備される予定のため、前沢森の広場への経路も予測に含めてもらいたい。」との意見がございました。

温室効果ガスについて、「新工場棟が建設されることで温暖化に拍車がかかるのではないか。」、「空調からの熱や太陽光パネル等からの熱などによって、周辺の気温が上昇するのではないか。」などの意見がございました。

その他として、「世界を目指しているグローブライドにとって、地域住民との対話は重要な使命だと思う。」などの意見がございました。

続いて、関係市長からの意見でございます。

東久留米市長からの意見を要約して御説明いたします。

大気汚染について、「建設機械の稼働、車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、定期的に調査を行い、交通量の増加及び汚染の状況が確認された場合には、速やかにその対策に努められたい。」との意見がございました。

なお、資料では原文のまま記載しておりますが、市に確認したところ、二酸化炭素ではなく、二酸化窒素の間違いであるとのことでした。

騒音・振動について、「建設機械の稼働に伴う騒音・振動と、工事車両の走行に伴う騒音・振動について、工事完了後も測定に努められたい。」、「作業時間外における走行は、騒音・振動等の低減を図るための対策を講じられたい。」との意見がございました。

交通安全について、「通学時間帯に走行が集中しないよう、適正な運行計画・管理を徹底されたい。」との意見がございました。

水循環・緑・景観について、「杭の本数、配置等に配慮し、地下水の流況を阻害しないよう配慮されたい。」、「地下水位等の観測を実施し、結果等を公表されたい。」、「震災対策井戸としての登録も検討されたい。」、「緑化について、条例等の基準の遵守はもちろんのこと、積極的に緑化推進に努められたい。」、「建物の色等の景観について、周辺環境に十分配慮されたい。」との意見がございました。

廃棄物について、「工事に伴う廃棄物及び工事完了後における廃棄物の排出について、場外への排出量をできる限り抑制するよう努められたい。」との意見がございました。

温室効果ガスについて、「省エネルギー対策を徹底するとともに、再生可能エネルギーの導入に努め、温室効果ガスの排出抑制に努められたい。」との意見がございました。

その他について、「新たに調査が必要となる評価項目が生じた場合には、予測事項につ

いて検討し、必要な場合には環境保全措置を講じられたい。」、「苦情対応窓口を設け、住民からの要望について誠実に対応されたい。」、「特段の事案が発生した場合は、適切な措置に努められたい。」との意見がございました。

都民意見及び関係市長の意見の説明は以上となります。

○宗方部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明の内容につきまして、御質問がございましたらお願いいいたします。

なお、事業内容、評価書案に関する質問については、この後の事業者の説明の後にお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(無し)

○宗方部会長 では、特に御発言がないようですので、次に、事業者から各選定項目の予測評価について説明をお願いします。

なお、ウェブによるオンライン会議でもありますので、説明される事業者の方は冒頭で自己紹介をしていただき、併せて、ほかの出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 よろしくお願いいいたします。環境管理センターと申します。

本日、グローブライドの事業ということで、まず出席者の御紹介をさせていただきます。左手に座っておられますのが、事業者グローブライドでございます。

○事業者 グローブライドでございます。今日はよろしくお願ひします。

○事業者 同じく、グローブライドです。よろしくお願ひいたします。

○事業者 続きまして、設計の竹中工務店でございます。

○事業者 竹中工務店です。よろしくお願ひいたします。

○事業者 続きまして、環境管理センターのスタッフでございます。

○事業者 環境管理センターと申します。よろしくお願ひいたします。

○事業者 環境管理センターと申します。よろしくお願ひいたします。

○事業者 では、初めに事業者から。

○事業者 グローブライドでございます。本日はお時間をいただきまして本当にありがとうございます。

最初に、事業計画の背景でございます。

評価書案53ページに沿って御説明させていただきます。

その前に、委員の先生方におかれましては、先日の弊社の現場視察にお越しいただきましてありがとうございました。当日は本当に蒸し暑い中、ありがとうございました。

事業計画の内容につきましては53ページのとおりですが、昨今の自然志向または健康志向から来るレジャーやアウトドアブームの高まりから、非常に需要が増えております。そういう部分から生産数量が非常に増えておりまして、今後も増加することを見込んでございます。

また、当事業所は一般的な製造メーカーに比べるとちょっと特殊でございまして、開発部分、生産部分、営業、償却等々のセクションが一つの事業所内に入ってございます。そういう特殊な事情から、現在1000名を超える従業員がおりますが、従業員の増加に伴いまして各フロアが非常に手狭になっている状況でございます。

また、既存の2号棟につきましては、およそ50年という年月をかけまして、大分老朽化が進んでおりまして、建替えの時期にも入ってきているところでございます。

こういった背景を踏まえまして、2022年に取得いたしました東側隣接地を活用いたしまして、生産能力の拡大、新製品の生産能力の拡充、そういう部分を踏まえまして、事業所全体の拡大を図っていきたいと考えてございます。

以降、評価書案の内容につきましては、環境管理センターから御説明させていただきます。よろしくお願いします。

○事業者 それでは、評価書案の内容を環境管理センターより御説明させていただきます。

基本的に評価書案に沿って御説明いたします。資料を切り換えます。

まず、評価書案の1ページからお願いいいたします。

今回、事業者はグローブライド株式会社。

対象事業の名称は「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」。

対象事業の種類としては、工場の設置となります。

1ページの表3-1に示しますとおり、本事業は東京都東久留米市の前沢3丁目に位置する既存工場、釣り用品、ゴルフ用品等の加工、組立、製造工場におきまして、2022年に取得しました新たな東側の隣接地を活用しまして、そちらの隣接地の既存の一部建物を解体した後に、新たな建築物として、新工場棟などの施設を造るという計画でございます。

細かい内容を表3-1に示しておりますが、表の左側が本事業で新たに建設する建築物、新工場棟、新立体駐車場、水槽試験室、新守衛棟の4つに大きく分けております。

それから、残置する建築物、これは既存の工場で、1号棟、2号棟、3号棟という建物

が現存しております、将来的にも残すという計画でございます。

続きまして、11ページを御覧ください。

既存工場、今御説明のありましたとおり、1960年代から釣り用品等を作るリールの生産工場として稼働しております。本事業では、そちらの図に示すようなコンセプトで作業を行うという計画でございます。

対象事業の位置としましては、続いて12ページ、13ページを御覧ください。

東久留米市の南端付近、小平市との市境の付近に現在、位置しております。

13ページが航空写真でございます。

続いて、14ページが用途地域図となっておりまして、計画地は全域、準工業地域に位置しております。

ただ、その周辺には住居系の地域が立地しております、また、紫色の準工業地域の中にも戸建て住宅等が新しく建てられているような状態となってございます。

続いて、15ページを御覧ください。

こちらは現況施設の配置図でございます。

現在、青い枠が敷地境界となっておりまして、1号棟、2号棟、3号棟という既存の建物、メインの工場が今、西側に立地していると。

点線で区切られております右側が2022年に新たに取得した隣接の敷地でございまして、こちらは他社の工場、建物等が存在していたのを、そのまま購入したというところでございます。

こちらの図でいうところの灰色の建物及び南東にありますテニスコートなどを解体、撤去しまして、新しい工場を造るという計画でございます。

少し飛びまして、18ページを御覧ください。

こちらは新計画、事業実施後の計画図でございます。

西側の1号、2号、3号棟はそのまま残りまして、東側に新しく新工場棟という大きな建物が建つ、北側に新立体駐車場、南側に水槽試験室や新守衛棟というものができるという形でございます。

水槽試験室は少し特殊ですので、後で詳しく御説明いたします。

19ページが断面図、概略図となってございます。

新工場棟は4階建てで、最高高さ26mという計画で、既存の建物よりもやや低い高さという計画になってございます。

こちらの図面は総会のときにも御説明いたしましたが、ちょっと誤りがありまして、一番上の高さ、エレベーターホールのところが左右入れ替わった形になっておりますので、今後の見解書、評価書では修正をさせていただきます。

続いて、21ページを御覧ください。

21ページが完成イメージ図等となってございます。

上側は、南側の正門付近からの完成イメージ図、新工場棟を中心に捉えたものでございます。

左手は、旧工場、既存工場棟をブリッジでつなぐという計画でございます。

下側は、南東方向からの鳥瞰図となっております。

こちらが新工場棟を見下ろすような形で、スロープ、それから、屋上緑化等が見えてい るというような形になってございます。

続いて、22ページを御覧ください。こちらは施設計画でございます。

本事業の実施後、新工場棟などは24時間365日の稼働を予定してございますが、メンテナンスや年末年始など、主要な設備が停止する時間もございます。

主に新工場棟は、旧2号棟で行っていた作業、リール加工、組立ライン、それから、生産技術ラボ、塗装ラボというものを整備する計画で、市況にもよりますが、最大で1.5倍程度の生産能力の増強を図れるような計画としてございます。

その下がリール加工・組立ラインの細かい流れですが、基本的には細かい部品の機械加工、マシニングセンター、CNC旋盤、ホブ盤といったもので機械加工、塗装、表面処理等を行いまして、組立、出荷まで行うという形でございます。

なお、量産品の塗装は工場外で実施しておりますので、こちらは工場内では行っておりません。

続いて、23ページを御覧ください。

水槽試験室という設備ですが、メインの製造がリール、ロットといった釣り用品ですので、そちらの製品をテストするための大きな試験用の水槽を含む施設でございます。

23ページは既存の水槽の写真ですが、横から眺められるようになっていたり、上から釣り糸を垂らせるようになっていたりというような施設でございます。

また、施設全体のエネルギー計画としては、基本的には電気を使用するという計画でございます。

めくっていただいて、24ページが給排水計画でございます。

給水、排水についても既存工場と大きな変わりはございませんが、上水、井戸水、雨水等を適切に利用してまいります。

続いて、25ページが既存井戸の情報でございます。

計画地内に1号井戸、2号井戸という2本の井戸をメインで使っておりまして、また、東側の敷地には3号井戸といったものがございましたが、これは現在使っておりません。

こちらが過去3年分の揚水量のデータですが、1.5倍の増強後であっても3号井戸を使わなくなるというところもありますので、全体の量としては大きく増えないという計画でございます。

続いて、26ページが緑化計画でございます。

本事業の緑化は、工場立地法、それから、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく緑化基準を満たすように、緑化面積等を整備するという計画でございます。

また、植栽時には、在来種選定ガイドラインなどを参考として、適切な樹種を植えていくという計画でございます。

続いて、27ページからは施工計画となってございます。

工事工程としては2026年着工、2029年竣工を予定しております。全体としては37か月の工事を計画しております。初めに既存建物の解体工事から始まりまして、順次それぞれの建物を建設していくという計画でございます。

続いて、29ページを御覧ください。

こちらは工事用車両の主要走行経路でございます。赤が入ってくる入庫の経路、青が出庫の経路となっております。

基本的には計画地南側の、現在もあります正門をメインに使いますが、工事中は計画地の東側にある既存の東門も一部使うという計画でございます。

30ページが廃棄物処理計画となってございます。

廃棄物に関しては、各種の法律に基づきまして、3R等を考えながら適切に処理をするという計画でございます。

また、以前御意見いただきましたとおり、解体予定建築物は事前の資料調査でアスベスト含有が確認されておりますので、解体工事の前に適切にアスベストの現地調査を行いまして、そちらの状況を把握した上で適切に処理をする計画としてございます。

続いて、31ページが供用計画でございます。

先に32ページを御覧いただければと思います。

関連車両の走行経路でございます。基本的に工事中と同様のルートですが、供用後は主に南門を中心として出入りをいたします。東門はサブ的な特殊な搬入で使用する予定でございます。

33ページが供用後の廃棄物処理計画でございます。

既存工場でゼロエミッションへの取組等を行ってございますので、新工場でも同様の対策を取ってまいります。

その下、地球温暖化防止計画につきましては、省エネルギー機器の採用、日射遮蔽ルーバーの設置等々を行います。こちらは温室効果ガスの項目でも御説明いたします。

続きまして、7章の56ページを御覧ください。

項目選定につきましては、調査計画書で御審議いただいた内容のとおり、調査計画書と同様の項目を選定してございます。大気汚染等、各種の本工場の環境影響が考えられる項目でございます。

飛んでいただきまして、大気汚染から御説明をさせていただきます。

時間の都合もございますので、かいつまんで予測条件、それから、予測評価の結果、重要と思われるところの要点だけ御説明させていただきます。

まず、94ページを御覧ください。

大気汚染の予測に当たりましては、建設機械の影響、それから、工事用車両の影響を予測、評価してございます。

94ページは建設機械の稼働に伴う大気汚染の排出源の位置ということで、図中の灰色のところが新しい建物で、主に新工場棟の建築工事をしているときにピークが出るという予測ですので、新工場棟を中心に黒い点煙源を並べて地点としてございます。

続いて、100ページを御覧ください。

こちらは工事用車両の予測地点、予測条件でございます。先ほどの工事用車両の走行ルートの代表的な地点としてNo.1、No.2、No.3、No.4という黒い断面を予測断面として置いてございます。

各方面の車両を押さえられる地点ということで、それぞれ工事用車両の負荷台数を条件として設定してございます。

資料編の2ページを一旦挿ませていただくのですが、工事用車両の割振りについては、資料編2ページの図のとおりとなってございます。

基本的に南側をメインの通路としますので、東側に関しまして大型車を10%程度まで抑

えて、9割は南の正門のほうから出入りをさせます。小型車に関しては通勤車両等でするので、これは均等に割り振るというような設定をしてございます。

本編に戻っていただきまして、105ページを御覧ください。

こちらは建設機械の稼働に伴う大気の予測結果の二酸化窒素の結果でございます。

建設機械の稼働に伴いまして、二酸化窒素が拡散いたしまして、黒い丸のところが最大地点ということで、負荷濃度としては0.00810ppmという予測結果になってございます。

次の106ページが、同様に、建設機械の稼働に伴う大気の、浮遊粒子状物質（SPM）の結果でございます。最大値は二酸化窒素と同じようなところに出てございます。

さらにめくっていただきまして、111ページ、評価の結果でございます。

今の大気質、建設機械の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の計算結果を、環境基準との比較のため日平均値で換算した結果がそれぞれ、二酸化窒素は0.03543ppm、浮遊粒子状物質は0.03609mg/m<sup>3</sup>という形で、いずれも評価の指標とした環境基準を十分に下回る結果となってございます。

続いて、工事用車両につきましては、112ページを御覧ください。

表のほうで御説明いたしますが、先ほどの予測断面No.1からNo.4で、それぞれ断面の両側、車道の両側で予測をした結果、日平均値としては、二酸化窒素はおおむね0.02ppmの後半、浮遊粒子状物質は0.03mg/m<sup>3</sup>の前半ということで、こちらもいずれも評価の指標とした環境基準を十分に満足するという計算結果となってございます。

続きまして、騒音・振動の項目を御説明いたします。

評価書案本編の149ページを御覧ください。

こちらは建設機械の稼働に伴う騒音の発生源の位置ということで予測条件にしてございます。

解体工事のピークのとき、工事着工後6か月目が最大影響となりましたので、灰色の建物をそれぞれ解体しているということで、青い点線は防音壁や仮囲い、防音パネル等を設置する計画でございます。

続いて、150ページが、新築工事のピークのときの建設機械の配置でございます。

建物の解体が終わった後に新しい建物を建てているときの建設機械の位置ということで設定してございます。

また、156ページが工事用車両の道路交通騒音・振動の予測地点、こちらは大気と同じでございます。No.1からNo.4の断面で、騒音・振動について予測を行ってございます。

飛んでいただいて、162ページが、施設騒音、将来供用後における設備機器の位置でございます。

新工場棟などができた後の主要な騒音源、振動源としましては、新工場棟の内側内部にコンプレッサー、それから、屋上に外気処理空調設備、マルチエアコン、ファンといったものを設置する計画でございます。

続いて、騒音・振動の予測評価の結果でございます。

168ページを御覧ください。

まず、建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果でございます。

解体工事に伴う騒音の影響としましては、計画地の東側に81dBという最大値が出るという予測結果でございます。

ちなみに、先ほど紹介したとおり、解体工事、新築工事でそれぞれピークを見ているほか、周辺の住宅への配慮としまして、地上1階相当高さと2階相当高さとでそれぞれ予測を行っております。

今回は最大の結果だけお示ししておりますので、こちらの168ページは地上4.7m、2階相当での予測結果でございます。

続いて、172ページが、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果でございます。

振動につきましては、機械配置の都合から、南東側のエリアに最大値が出ておりまして、67dBが最大値の予測となってございます。

続いて、178ページを御覧ください。

こちらが施設の稼働に伴う施設騒音の予測結果でございます。

施設騒音につきましては、主に屋上に配置したファン等の影響もありまして、南側に最大値34dBという予測結果になってございます。

続いて、180ページ、施設の稼働に伴う施設振動レベルの予測結果でございます。

施設振動につきましては、東側の敷地境界付近で最大40dBという予測結果となってございます。

続いて、186ページ、評価の結果でございます。

先ほどの建設機械の稼働に伴う騒音につきましては、地上の1.2mの高さで解体のときのピークが73dB、新築のときのピークが66dB、続いて、地上4.7m、2階相当のときは、解体工事が81dB、新築工事が79dBとなってございます。

続いて、187ページが建設作業振動の評価結果でございます。

こちらは、解体工事のときのピークで67dB、新築工事のピークで66dBとなっておりまして、いずれの騒音・振動とともに、評価の指標としました環境確保条例に基づく規制基準を満足するという結果になってございます。

続いて、188ページが工事用車両の結果でございます。

表のほうで御説明しますと、No. 1からNo. 4の断面それぞれの道路端で予測を行っております。

ただ、No. 1とNo. 2に関しましては、灰色の網かけをしておりますとおり、ここにつきましては高い値で、評価の指標を超過してしまっている状況でございます。

こちらは現況の騒音レベル、いわゆる現況の道路交通に伴う騒音が高い値となっておりまして、本事業による負荷分は1dB未満という予測結果となってございます。

続いて、189ページを御覧ください。

工事用車両の走行に伴う道路交通振動でございます。

振動につきましては同様にNo. 1からNo. 4で、時間区分の都合で昼間と夜間とでそれぞれ計算をしてございます。

振動のほうは、いずれも予測結果は低い値となっておりまして、最大で昼間で52dB、夜間50dBということで、評価の指標としました環境確保条例の規制基準を十分下回るという予測結果になってございます。

続いて、190ページが工事の完了後における施設騒音、施設振動の結果でございます。

こちらは先ほどの図面と同様で、敷地境界の最大値で騒音が34dB、振動が40dBということで、こちらにつきましても環境確保条例の各種規制基準を満足するという形でございます。

続いて、土壤汚染を御説明いたします。211ページを御覧ください。

土壤汚染につきましては、既存の地歴の調査等を行いまして、計画地内の既存工場は1960年に農地であった場所にダイワ精工株式会社、現在のグローブライドの前身がリールの生産工場を設置してございます。

それ以降、中の建替え等ございましたが、基本的に現在の施設では土壤汚染対策法の有害物質等は使用しておりませんが、過去に1978年頃まで有害物質としてのクロム酸を使用していた可能性があるということ、また、一時期には病院が立地していたこともあるということから、土壤汚染の存在する可能性は否定できないとしてございます。

これらの結果を踏まえまして、本事業では、土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づき、

工事の着工前までに適切な土壤汚染の状況調査等を実施する計画でございます。

また、場内では散水、シート養生等の飛散防止を徹底するということから、新たな地域に土壤汚染を拡散させないという評価の指標に適合すると考えてございます。

続いて、地盤を御紹介いたします。214ページを御覧ください。

地盤・水循環の項目に関連しまして、ボーリング及び地下水観測井戸を計画地の敷地境界3地点で設置しております。

続いて、230ページをお願いいたします。

こちらはボーリングの調査結果及び設計計画から作りました地下構造物の模式断面図でございます。

新立体駐車場、新工場棟、新守衛棟、水槽試験室をそれぞれ設置いたしまして、最も地下深くまで構造物を設置するのは水槽試験室で、水槽を地下に埋める関係上、G. L. 約-9mまで地下構造物を埋める形でございます。

続いて、地盤の予測評価結果ですが、234ページを御覧ください。

評価の結果ですが、まず、掘削工事に伴う地盤の変形等でございます。

山留壁につきましては、G. L. 約-6mから-12mまで構築しまして、必要に応じまして切梁支保工によって土圧、水圧への増強を行って山留壁の変形を抑えるという計画としてございます。したがって、掘削工事に伴う地盤の変形等の可能性は小さいと予測してございます。

続いて、235ページでございます。

掘削工事に伴う地下水の水位、流況の変化、地盤沈下の範囲及び程度ですが、先ほどの計画に加えまして、最大深度、掘削深度の基礎底はG. L. -3mから-9mまででございまして、地下構造物の掘削部は主にローム層となってございます。

ただ、第1帶水層の砂礫層、それから、現地調査の結果の地下水位が約G. L. -2mから-10.4mと変動しておりますので、接触する可能性があることから、掘削工事に先立ちまして、親杭横矢板工法により山留壁を作りまして、掘削時に地下水の湧出があった場合は適切な遮水処理を講じるということで、掘削部への地下水流入を防止する計画としてございます。

また、今回の掘削範囲、山留壁、杭の設置場所等は局所的な計画ですので、地下水の流況を妨げるものではないと考えてございます。

続いて、工事の完了後におきましては、地下構造物の存在に伴う地下水への影響ですが、

こちらも工事中と同様に、G. L. - 9 mまで基礎底、構造物が入りますので、接触する可能性が出てまいりますが、構造物の存在が局所的でありますので、周囲を迂回して流れると考えてございます。

また、杭につきましては、新工場棟の地下を中心に杭を打つという計画ですが、いずれも十分な間隔を空けて打設する計画ですので、地下水の流況を大きく妨げるものではないと考えてございます。

そういったところから、地盤全体として、地盤の変化等によって周辺の建築物、地下水位等に大きな影響を及ぼさないという評価の指標に適合すると考えてございます。

それから、236ページが、地下水の揚水に伴う地下水位の推移、流況等ですが、事業計画のところでもお出ししたとおり、本事業の計画揚水量としては約2万1,866m<sup>3</sup>/年間で、既存の1号井戸、2号井戸とともに、現在、計画揚水量が適正揚水量を大きく下回っておりますので、地下水の推移、それから流況の変化への影響は小さいと考えてございます。

続いて、水循環の項目を御説明いたします。

246ページを御覧ください。本事業で改変する区域、それから、雨水流出抑制施設等の位置となってございます。

続いて、251ページで評価結果を御説明いたします。

地盤と同様ですが、掘削工事に伴う地下水の流況の変化、それから、地下構造物の存在に伴う地下水の流況の変化につきましては、最大G. L. - 9 mまで基礎底が入ることと、それが局所的で、回り込んで流れるであろうと考えていることから、影響は小さいとしてございます。

252ページのほうで、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度についても予測を行ってございます。

計画地全体の表面流出量としては、現況、2,799m<sup>3</sup>/hに対しまして、工事の完了後は2,729m<sup>3</sup>/hと予測してございます。

全体的には緑地が若干増加することによって、表面流出量は減少し、地下浸透量が増加するという計画でございます。

続いて、日影の御説明をいたします。266ページをお願いいたします。

日影につきましては、計画建築物と日影規制との比較を行っておりまして、周辺の第一種低層住居専用地域に関して発生する日影が266ページ、準工業地域の評価が267ページとなっております。

どちらも日影規制を満足するよう、影を抑えるという計画としてございます。

268ページが評価の結果でございます。

工事の完了後には、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の変化の程度ですが、冬至日の日影が及ぶ範囲といいますのは約200m離れたところに8時から16時まで時刻別の日影が発生します。

それから、日影規制との比較となる等時間日影につきましては、地盤面に沿って2時間以上の日影は敷地境界線が10m以内に収まるということで、日影規制を満足するという計画としてございます。

続きまして、電波障害を御説明いたします。277ページを御覧ください。

こちらが電波障害、遮蔽障害の予測範囲、予測結果でございます。

計画地の東側は東京スカイツリーから電波が到来いたしまして、新規の建物、それから、既存の建物も残りますので、そちらも含めて影響予測をしてございます。

その結果、最大幅としては約125m、最大距離としては約115mの障害範囲が発生いたします。

ただ、障害範囲内には大きな住宅地等はなく、西側の店舗や事業所に一部がかかるという形でございます。

続いて、278ページが衛星放送の遮蔽障害の予測範囲でございます。

衛星放送は直上から打ち下ろしておりますので、計画地の北側に若干の障害範囲が発生するということでございます。

電波障害につきましては、280ページに評価の指標、評価の結果が書いてございます。

計画建築物の存在によりまして、地上デジタル放送の障害範囲、それから、衛星放送の障害範囲が若干発生いたしますが、いずれもこちらの計画建築物に起因する新たな電波障害が発生した場合には、アンテナ設備の配置、改善等、適切な電波障害対策を講じる計画としてございます。

続きまして、景観を御説明いたします。283ページを御覧ください。

こちらは景観の調査地点及び予測地点でございます。代表的な眺望地点としまして、計画地周辺の8地点を予測地点として選定してございます。

この中で、計画地はかなり平坦な地形で、住宅等も多いエリアですので、建物の見やすい地点だけを絞って御紹介いたします。

293ページを御覧ください。

こちらは調査地点のNo. 2で、南町森の広場前というところからの視点でございます。上段、計画地が中心に既存の工場が大きく見えておりまして、下のモンタージュのほうで新たに新工場棟がその手前に出てくるというような計画でございます。

続きまして、294ページがNo. 3、柳新田通り、計画地南東側からの視点でございます。

手前にコンビニエンスストア等がございますが、先ほど御紹介しました水槽試験室が大きく見えてくるという地点でございます。

また、奥のほうには新工場棟の建物の上部が見えてくるという計画でございます。

景観の評価結果につきましては、302ページを御覧ください。

計画地周辺は、戸建て住宅、工場、事業場等の建築物、それから、緑地の樹林等が分布している状況でございます。

計画地に掲載される主要な景観構成要素としましては、敷地境界上の樹木、残置する建築物の1～3号棟、それから、新しく造る新築の建築物等が見えてくる計画でございます。

計画地周辺の住宅、事業場等の市街地、耕作地等との調和に配慮した計画としてございます。

代表的な眺望地点からの変化の程度ですが、計画地近傍では新工場棟、それから、水槽試験室等の立地による眺望が変化する地点があるものの、既存建築物が存在していた位置に建て替える形で計画建築物を新設しますので、また、計画建築物のセットバック等を図ることで、眺望の変化の低減を図るという計画としてございます。

また、こちらの水槽試験室に関して少し補足させていただきますが、住民様からの御意見をいただいておりましたし、前回の総会審議でも御意見を賜りましたので、現在、こちらについては、建物の高さ、形状、敷地境界との離隔、それから、敷地境界間との緑地等々により影響を緩和する方向で、今、計画の見直しを進めているところでございます。

続いて、自然との触れ合い活動の場でございます。305ページを御覧ください。

計画地周辺の自然との触れ合い活動の場としましては、東側に、先ほどの景観でも出てまいりました南町森の広場、南町緑地保全地域、それから、ウォーキングコースなどが存在してございます。

また、西側にも前沢森の広場、前沢緑地保全地域というものがございましたが、評価書案の作成段階ではこちらの広場等は閉鎖されておりましたので、除外をしておりました。

ただ、現在、こちらも補足ですが、前沢森の広場の閉鎖が解かれて使えるようになっているということですので、評価書では予測地点として加えるような検討をしている段階で

ございます。

自然との触れ合い活動の場の結果は、307ページを御覧ください。

まず、現地調査の結果、概略ですが、全ての地点でおおよそ徒歩で最大12時間当たり688人、自転車では1055人というような形の利用数が見られました。

通勤、通学のための通行であったり、緑地の中ではペットの散歩、ベンチでの休憩等といった利用が見られております。

自然との触れ合い活動の場、320ページが評価結果でございます。

自然との触れ合い活動の場への影響ですが、ウォーキングコースであります南沢・南町コース及び滝山コースへの住宅地や商店街、公園等を通る生活道路に設定されておりますが、こちらは一部工事の施工中における工事用車両の主要な走行経路と重なっておりますので、利用経路への影響が考えられます。

また、周辺の南町緑地保全地域等、緑地や公園などにつきましても、こちらも直接的な改変はございませんが、こちらの自然との触れ合い活動の場までの利用経路と工事用車両が一部重なるということでございます。

こちらを踏まえまして、本事業の実施では、事業計画のところでも述べましたとおり、工事用車両の大型車につきましては、特に道路幅員が狭い計画地東側にある道路の走行台数を抑えるというところ、それから、工事用車両の走行に当たっては歩行者、自転車に十分注意するといった環境保全のための措置を実施してまいります。

続いて、廃棄物を御説明いたします。348ページを御覧ください。

廃棄物の評価の結果でございます。今回、計画地内の樹木を伐採したり建築物を解体したり、その後に新築工事を行うということで、それぞれの廃棄物量を予測してございます。

伐採樹木の総排出量は55t、再資源化量は54t、それから、撤去建造物の解体・撤去に伴う廃棄物は約7,928t、再資源化量は7,823tという計画でございます。また、新たな建設工事に伴う廃棄物としては668t、再資源化量は644tと予測してございます。

いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それから、関係法令、建設工事に関する関係法令に基づきまして、廃棄物の発生抑制、分別の徹底を図って、可能な限り再資源化に努めてまいります。

また、同様に、建設工事に伴う建設発生土につきましても、有効利用、再資源化に努め、それから、解体工事に伴う特別管理廃棄物、アスベストもしくはフロン類を使用した製品等は各種の法令に基づきまして適切に処理、処分する計画としてございます。

続いて、工事の完了後ですが、新工場棟の施設の稼働に伴う廃棄物は年間315t、再資源化量は312 tと予測してございます。

こちらにつきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、適切な廃棄物の発生抑制、3Rに取り組み、また、現況の廃棄物保管庫等を活用しまして適切に分別・保管、処理・処分を行うという計画でございます。

最後の項目、温室効果ガスでございます。

359ページが予測条件となってございます。

少しややこしいので式の御説明は略させていただきますが、既存工場の残置する建築物と、新たに建設する新工場棟で、それぞれ温室効果ガスの排出量を算出しまして、基準建築物等と計画建築物等からの温室効果ガスの排出量を比較するという方法を取ってございます。

めくっていただいて、362ページが評価の結果でございます。

計画建築物等の温室効果ガス排出量は3,916 t-CO<sub>2</sub>/年、基準建築物等と比較しまして温室効果ガスの削減量は971 t-CO<sub>2</sub>/年、削減予想としては約19.9%と予測してございます。

また、計画建築物におきましては、省エネルギー機器、高効率の設備機器の採用に努める、それから、計画地の東側、南側を中心に、敷地境界付近にまとまった緑地を整備する、また、新工場棟の一部には屋上緑化を行うといった対策を取ることで、温室効果ガスの削減、抑制等に努めてまいります。

駆け足でございましたが、以上が評価書案の概要説明となります。ありがとうございました。

○宗方部会長 ありがとうございました。

では、ただいまの説明について、委員の皆様からこれから質疑を行います。

御発言のある方、どうぞ御自由にお願いします。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員 電波障害と電気工学を担当しています尾崎でございます。

確認ですが、評価書案23ページのエネルギー計画において、太陽光設備を新工場棟の屋上に新設されるということで、11万kWh/年を見込まれているということでしたが、先ほどの説明で、屋上に何か設置するというお話があった。

162ページで、外気処理空調機とか、ビル用マルチエアコンとかファンとかを設置されるというお話でしたが、太陽光の設備というのは全部一面に設置されるかというのを確認

させていただきたいのですが。

○事業者 御回答いたします。環境管理センターです。

屋上太陽光設備を設置する予定ではございますが、全面埋めるというような計画ではなくて、一部に限られます。

○尾崎委員 その場合は、発電効率という意味では、既存の工場に対して日影になったり、効率的に大丈夫なのでしょうか。問題ないという理解でよろしかったでしょうか。

○事業者 竹中工務店です。

まさに今おっしゃられたことはありますので、一番効率のよい置き方というのをシミュレーションしながら、今後、計画を進めていきたいと思っております。一面にべた一つと全部置くわけではないので、一番効率のよい場所に、効率のよい向きで置くことを検討しております。

○尾崎委員 ありがとうございます。

○宗方部会長 ほかによろしいでしょうか。

廣江委員、お願いします。

○廣江委員 騒音・振動を担当しております廣江と申します。

先日は現場を見せていただきましてありがとうございます。工場全体の雰囲気がよく分かって、東側からの見通しも分かって、いろいろと勉強させていただきました。

今の尾崎委員の御質問とかぶるかもしれません、私も工場から出る音のことについて、特に一般市民、都民からの主な意見の中で、騒音・振動で、建設中の音ではなく、施設の稼働について非常に心配されている方が多いという点で、まず基本的な考え方としても一度確認ですが、現在の工場の稼働状況と、それから、新工場棟が建ったときの24時間365日の稼働状況の大きな変化がどういうところにあるのかということと、それに伴って、施設に入りする車とか、そのもの以外も含めた、何か「ここが変わります」というようなことが分かるようなことが書いてあるページがあれば教えていただきたいです。

○事業者 環境管理センターでございます。

工場の24時間稼働計画につきましては、事業計画のところでしか記載はございませんが、まず22ページのところで、新工場棟と新立体駐車場、新守衛棟に関しては24時間の稼働を予定しているという計画でございます。

ただ、こちらはアセスメントの安全側の予測評価としてこういう書き方はしておりますが、実際は工場棟の中のさらに一部のエリア、24時間で加工機械を動かし続けるようなと

ころだけが24時間稼働する形になりますので、全社的に、全エリア的に24時間稼働ということではないとお聞きしてございます。

内容としては、今、2号棟と呼ばれる建物でやっているリール工場の生産ラインを新工場棟の中に持っていく形ですので、いわゆる音の種類や出てくる時間帯とか、そういったものが大きく変わるような計画ではないということでございます。

○廣江委員 その点からいいますと、やはりアセス図書というのは、我々が読むのではなく、基本的には関係する住民と市町村の長が読まれることを前提に、我々のほうは細かなところをチェックして御意見を差し上げるということからすると、まず、やはり全体的なイメージというか、今ある状態からどう変わるかというのが読み取れないところに、市民からの稼働後の工場からの音、振動、低周波音に関する環境が非常に変わるものではないかという、一種の不安を持たれているのかなと思いますので、そこら辺は十分説明していただきたいというのがまず1点目です。

2点目ですが、そうしますと、稼働するのは一部であるということは、特に夜間について、車の出入りがあるとか、稼働ということではないという理解でよろしいですか。

○事業者 グローブライドでございます。

今の御質問ですが、施設の場所が移動するだけですので、従業員や車の移動は従来と変わらないと考えております。

○廣江委員 分かりました。ということは、今も出荷、あるいは、必要な部品の出入りは昼間に限定されていて、新工場棟が建ったからといって、それが大きく変わるものではないということですね。

そこら辺もやはり説明をしておかないと、前敷地は別の会社ですので、御社とは全く関係ないところですが、御社に組み込まれることによって新しい施設がさらに建って、周辺に影響を及ぼすのではないかというのをやはり心配されているようですので、その辺は十分に説明していただきたいと思います。

3点目ですが、音・振動のことではないですが、やはり水槽棟というのが、何回も言いますが、ここぐらいまで接近しなければならないものなのでしょうか。

○事業者 グローブライドでございます。

技術的なことは後から竹中工務店から回答いただきますが、まず、建物の形状が18ページにございますが、私どもが試験に必要とする長さや深さが取れる場所がどうしてもここにしかなかったのですが、今、技術的なことを竹中工務店のほうで検討いただきまして、

少し形を変えながら、少しでも西側に寄れないか、この検討を今進めていただいております。

○事業者 当初、水槽試験室の左側にまとまったスペースを確保して、将来の活用等も含めて考えておりましたが、住民様からの意見等々もありましたので、今は水槽試験室をもう少し西側に移動して、形を少し変えるなど、なるべく近隣様に御迷惑がかからない配慮をする形で計画変更しようと考えております。

○廣江委員 ありがとうございます。

では、ほかの方もいらっしゃいますので、最後にもう一つだけ、振動のことで質問ですが、今、屋外に大きな音源が施設に存在しないということで、予測結果がほとんど、あり得ないぐらい低いレベルになっているのですが、事後調査で確認する方法は、これは御社だけの問題ではなく、これを測ってほしいと言っている技術的なことも含めると、我々の問題かもしれないですが、コメントです。

この30dBという音を、ほかの音と分離して測るのはまず不可能だと思います。ただ、「ここまで静かにしていますよ」ということをやはり示すには測定も必要だと思いますので、この点についてはまたいろいろと検討いただきたいなと。

施設から出る音が30dBとか40dBとかになると、道路交通騒音に明らかに負けてしまって、おそらく測れないと思うのです。だけど、実際にはちゃんとここまで静かになっているよというのを、やはりどこかで評価していただきたいと思っていますので、かなり難しい問題ではありますが、いろいろと御検討いただきたいということ。

それからもう一つ、最後に、モニタリングを求める声が結構、大気と騒音と出てきております。これは昨今の時代の流れかなと思いますが、いわゆる1年の「大体これぐらい出ます」というのを、短期的に見るだけではなく、これだけずっと動かし続けるものであれば、きちんと細かな情報提供をしてほしいという、多分最近の流れだと思いますので、これについてもできれば今後、何らかの方法で、モニタリングする方法などというのは最近もう本当に技術力が上がってきていると思いますので、御検討いただければと思います。コメントです。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。環境管理センターです。

御指摘いただきましたとおり、東京都条例のほうで事後調査をすることになっておりますので、工事中ももちろん、供用後におきましても、敷地境界での騒音・振動というのは

きちんと確認をしていきたいと思ってございます。

ただ、御指摘のとおり、今回お示しした予測結果の30dB台というのは負荷分だけですの  
で、実際に現況で調査したときでも、敷地境界でも55dBとか、あと道路沿いでは60dBから  
65dBというのも出ておりますので、実際にはそこに35dB地点ものみ込まれてしまうのは明  
らかですが、きちんと著しい影響が出ていないかモニタリングしていくようにいたします。

○宗方部会長 では、羽染委員、お願ひいたします。

○羽染委員 廃棄物を担当しています羽染といいます。現場も見せていただいて、大体の周  
辺の環境は把握できました。ありがとうございます。

私は2点お伺いしたいのですが、1点目は、冒頭資料1で説明がありました都民意見と  
市長意見に関することです。

東久留米市長から御意見をいただいている7ページの(5)の廃棄物についてですが、  
解体建設工事中の廃棄物及び建設発生土について、なぜこういう意見が出てくるのかなど、  
評価書案を見てみたのですが。

評価書案でいうと342ページに建設発生土の排出量の有効利用の方法が書いてあるので  
すが、その2段目ぐらいに、「建設発生土は、工事の進捗に応じ、計画地内での再利用  
が可能と判断した場合には、可能な限り場内利用する。また、他の工事現場で再利用が可  
能と判断した場合には、可能な限り工事間利用する。」というふうに、どちらかでできる  
だけ再利用しますというような表現になっているので、非常に分かりにくいということで、  
こういう意見が出たのかなと思います。

ここで質問ですが、いわゆる工事中の搬出車両等を設定するのに、もちろん建設発生土  
の搬出台数とかを設定していると思いますが、56,000m<sup>3</sup>ぐらいの場外搬出の車両は、  
100%場外搬出で設定されているのかどうかというところを確認させていただきたいとい  
うのが1点目です。

それから、戻りまして意見書の市民意見、私の専門ではないですが、市民意見の4番の  
地盤と、5番の水循環に関することです。

先ほどの建設概要の説明の中で、雨水の浸透貯留槽というのがA、B2個設置されるわ  
けですが、市民の中には、最近の豪雨等の降り方を見ると、あふれて周辺に水が流れ出て、  
周辺の住宅等も冠水するのではないかというような心配をされておりますので、最近の雨  
の降り方を見るともっともだなという感じがしますので、この貯留槽から後の雨水の流れ  
ですね、そういうところがしっかりとこの地域はされているのかどうかというのを把握され

でありますでしょうかというのが2点目の質問です。

私からの質問は以上です。

○宗方部会長 いかがでしょうか。

○事業者 環境管理センターでございます。

御指摘の2点のうち、建設発生土の件ですが、御指摘のとおり、実際は場内での再利用や再埋土というものにも使われると思いますが、予測上は、最大影響を見るために、全量場外搬出で設定しているはずだと思います。工事用車両の台数であったり、建設発生土の排出量ということで算定しております。

○羽染委員 配置が少し変わって、セットバックしたり、植樹されたり、変更される可能性がありますので、インパクトの過大側にならないような予測評価になっていればよろしいと思いますが、普通は、場内でこれだけ使えるという計画を先に立てて大体予測するのではないかなと思いますので、マックス側で予測されているのであれば見直しにはならないかなと思います。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

見直しはまだこの場では正式な数値等をお出しできないのですが、後々の評価書や、もしくは、必要に応じて変更届といった手続で、もしそういった建物、水槽試験室の移動とか、雨水貯留槽の見直しとかで変更が生じた場合には、そちらでお示しさせていただければと思います。

○羽染委員 よろしくお願ひします。

○宗方部会長 雨水のほうの件は。

○事業者 すみません。市民の御意見をいただいておりました雨水浸透貯留槽があふれることが心配だという話でございまして、これは住民説明会でも同じような御意見をいただいておりまして、まずこの前沢地域というのは、以前よりそういった冠水のしやすいエリアでございまして、工場周辺でもそういった冠水が問題になってござっておりまして、市の方とも協議をして、新しく導水管を引いていただくなどで改善をしていただいたような経緯がある地域と聞いてございます。

今回としましては、既に既存の工場があって舗装されているようなところを新たに建て替えますので、そこにしっかりした最新の雨水浸透貯留槽や排水路を整備しますので、排水に関しては現状よりは改善されると思っておりますし、もちろん東久留米市の御担当の

課と設計のほうで調整させていただいて、適切な位置や容量といったものを設定していくたいと考えてございます。

○羽染委員 それは過去の事例とか、説明会のときに紹介されれば、考え方というのが市民にも理解できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○宗方部会長 よろしいでしょうか。

森川委員、お願ひします。

○森川委員 大気汚染を担当しております森川です。よろしくお願ひいたします。

質問とコメントですが、まず大気汚染のところで、工事中一番排出が大きいときを予測したということで発生源の地図が出ておりますが、守衛所のところが発生源に入っているのだなということで、確認すると結構守衛所の工事期間が意外と長いのだなというのが見えまして、これは図面でいうとそんなに大きくないようなのですが、こんなにかかるものなのかなという御質問が一つです。

あとは、私は専門ではないですが、工事が終わった後の稼働中の騒音についてはやはり御心配があるのだなというのが見て取れますし、この地域が非常に静かな場所だということで、例えば夜間とかには音が目立ってしまうのかなということで、皆さん心配されているのだと思います。

先ほど廣江委員も「音のレベルを測っても見えないかもしれないけど」ということでしたが、やはり気になる音というのを感じてしまうと思うんですね。数値というより、これは私の専門ではないのであまり詳しいことは言えませんが、気になるというのがあって。

評価をなさった、予測に反映した項目のところに「防音壁などを適切に設置」ということが書いてあるのですが、評価をしていくところで防音壁のところは読み取れなかったのですが、この防音壁ありなしでどれぐらい効果があったとか。

実際、私は研究所ですが、よその研究所でどうしてもコンピュータの空調がすごく大きいところがあって、周辺の住民の方から苦情が来て、防音壁を設置することによって大分軽減されたということも最近ちょっと聞きまして、そういういた措置のようなものの評価をされているところが読みなくて、されているのでしたら効果がどのくらいとか、教えていただければと思います。

最後また話が違うのですが、揚水、水をくみ上げて使っているところが、住民の方の意見のところで「これまでより1.5倍になって大丈夫なのか」というくだりがありましたね。

私もそれはちょっと、量は少ないけれども、1.5倍という数字が大きいなと思って、今日御説明を聞いていて分かったのですが、昔お隣の工場が稼働していたときはすごくたくさん使っていて、それをやめて、グローブライドそのものだけの揚水量よりは1.5倍になるけれども、以前の別の工場が使っていた量に比べたら減っているよという御説明をされたのが、図書の御説明のところにはそうは書かれていなかったような気がしていて。そういった、もう少し、「なぜ大丈夫なのですよ」というところが分かるように書いていただくといいのかなと思いました。

これも私は専門外ですが、第1、第2、第3井戸から取ってくる水というのは、地面の下で同じところから取っているものなのですかね。全然別のところで、トータルで減るよという説明をされていても、全然違うところからの水だとまた話が違ってきちゃうのかなという気もしていて、そこがもし分かれば教えてください。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。環境管理センターでございます。

幾つかいただいたうち、まず一つ目の工事工程のお話ですが、こちらの画面に示しておりますとおり、工事工程の概要で、大気汚染に関しましては、新工場棟の建設時期がピークになりますが、こちらは細かいですが、水槽試験室と新守衛棟も同時に並行して工事しているという計画になっておりますので、それぞれのところにも点煙源を置いているという形でございます。御指摘のとおり、新守衛棟だけ見ると、それほど長い期間やるわけではありません。

次は騒音の件で、住民の方は音が気になってしまい、“感覚公害”ですので、そういったところはあるかなと思いますが、防音壁の設定に関しましては、評価書の149ページ、例えば建設機械の解体工事のときの予測条件として、ちょっと図を拡大しますと、こちらの濃い青い点線が、建物個別の解体するときの防音パネルとして想定しているものでございます。ちょっと見づらいですが、オレンジのところが特に配慮するために防音シートをつけます。増強しているようなところでございます。

ただ、建物の解体も順次行っていく関係と、全体を囲うわけではなくて、重機の出入り等も必要ですので一部空いたりというような形になりますので、こちらを条件に入れている形でございます。

こういった防音壁等の効果は大きいのかというお話ですが、これは効果としてはかなり大きいです。遮音的なことの音の通りを遮ることも大きいですし、それ以外にも、粉じん

であったり、水とかが飛沫しないようにという意図でも重要なことになってまいります。

ただ、どうしても空いているところがございますので、開口部から音が漏れていくような計算にはなってしまいます。

続いて、最後、揚水の件ですね。揚水に関しましては、私の御説明がよろしくなかったところがございまして、冒頭の事業計画のところで1号、2号、3号井戸のお話をしましたので、ちょっと資料を示します。

評価書案本編の25ページのところで整理してございますが、御理解いただいたとおり、1号井戸、2号井戸というのが、主に西側、既存工場エリアのほうで使っている井戸で、これが最大、市況によるのですが、今後最大で1.5倍程度まで増やす可能性があるというところで、1.5倍という数値を予測条件として設けてございます。

実態としては、東側の新しく取得した敷地に3号井戸と呼ばれる3つ目の井戸がございまして、ここは旧工場、旧事業者が利用していたときはかなり大量の揚水をされていた井戸ですが、こちらは将来的に使わない計画ですので、御認識のとおり、1号、2号を1.5倍にしても、トータルとしては大丈夫そうという話をしましたが、こちらもまさに御指摘のとおりで、実は深度の違いがございます。

特に3号井戸のほうは、他社の持ち物でしたので細かい資料がなくて、どのあたりから実態としてストレーナーが埋まっていて、要は1号、2号と同じ深さの水を吸っているかどうかというのは、ちょっと確証が取れおりませんので、御指摘のとおり、単に1、2、3号井戸の合計量が減ったからいいでしょうという話ではございません。

ただ、1号、2号につきましては、先ほど地盤のところでも御説明したとおり、適正揚水量との比較を行いまして、その結果、十分まだ余力があるということも確認してございますので、そういう観点から、1.5倍までも大きな地盤の変化とか、地区周辺の他の井戸の地下水位の低下を招くことはないだろうと考えている次第でございます。

○森川委員 ありがとうございます。井戸の件は、深さが違うということで、あまり一緒にしないほうがいいですね、説明のときも。

すみません、騒音のところですが、工事が終わった後、稼働中のときの騒音対策としての防音壁はいかがですかというところでした。

○事業者 失礼いたしました。施設の供用後、工事の完了後の防音壁については、特に新たに敷地境界にぐるっと囲うような壁とかは計画されておりません。ただ、部分的に既存の建築物等が障壁になるような、要は障害物としての計算には入れてございます。

そんな回答でよろしいでしょうか。

○森川委員 そうしますと、予測の結果のところ、184ページですね。工事の完了後の予測に反映した環境保全措置のところで「必要に応じて防音壁を設置する等、周辺住居に配慮した配置とする。」というところの防音壁というのは、これは予測には入っていないということですか。

○事業者 こちらの今図面にもお示ししている、工事の完了後の予測に反映した環境保全措置として、二つ目に「屋外設置する設備機器は離隔して防音壁を設置する。」と書いてありますのは、これはちょっと誤解を招く壁だったのですが、屋上に機械を集中的に配置するエリアがありまして、その周辺にそれを囲うように目隠し的な防音壁を置くという計画にしていまして、そこは計算に入れてございます。

○森川委員 なるほど。そうすると、もしさらに苦情が来た場合とかは、何か対策を取れるぞうな可能性はあるのですか。

○事業者 そうですね、今屋上で考えている防音壁を単純に厚くするとか、音の大きいものはさらに個別の箱で囲うというような個別の対策は可能でございます。

○事業者 グローブライドです。

現状で申し上げると、今、騒音という意味で一番音を発している設備というのがコンプレッサーになっていまして、空調の室外機というよりは、コンプレッサーが主な音の原因になっていまして、そちらについては基本的に屋内に設置をしておりまして、新棟においても屋内設置というところで、大きな変更はないと考えておるのですが、室外機等については、今計画では屋上設置ということで、音に対する対策というのが防音壁を含め検討が必要かなと考えております。

○事業者 環境管理センターです。

私の誤解、間違이がありましたので訂正させてください。

先ほどの防音壁、屋上の防音壁を計算に入れていると言っておりましたが、これは入れていません。建物の屋上に設備機械がございまして、その周りに目隠しのような機械の見た目を囲うようなルーバーは設置する計画ですが、これは今の段階ですと、全て遮音するようなしっかりした壁ではなくて、隙間のあるルーバーですので、これは予測計算的には音が抜けるので、要は計算としては入れていない。

ただ、今後、音がうるさくなったり苦情が来たら、さらにそこに、ルーバーの隙間を埋めるようなしっかりした防音壁で囲い直すということは可能でございます。

すみません、失礼いたしました。

○森川委員 ありがとうございます。そうすると、ちょっとこの書き方が何か気になるような気がしますが。分かりました。

あと、音の原因がコンプレッサーということで、これは地上に置いてあるということですが、現在と変わらないということは、新しい施設の中でもコンプレッサーを置かれますよね。書いてありましたね、地上に置くというような絵があったかと思いますが、162ページですか。こちらが屋内1階で、既存のコンプレッサーよりも、屋内で対策ができそうかなというところですかね。

○事業者 環境管理センターです。

御指摘のとおり、こちらの図にありますとおり、計画地の中に屋内の1階、建物の中にコンプレッサーを5台置くという計画になってございまして、こちらは今でも部屋の中に入れる計画ですから、さらにこちらも必要であれば室内の防音効果を高めるような対策は可能な状況でございます。

○森川委員 ありがとうございます。

やはり住宅が近くて、ふだん静かだというところが気になる点なのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○宗方部会長 では、私からもちょっと質問を。宗方です。景観を担当しております。

先ほどから話題になっている水槽の件がどうしても気になっておりまして、意見に対する返事でも、場所を変えるとか御検討をされるとあったのですが、「高さを低くする」という言い方をされていなかったのがちょっと気になっていまして。先ほどの地盤の図か何かを見ると、埋めてあるということになっていたので、もっと深く埋めて、結果的に地上に出ている部分を低くするとか、そういう対策ができるのかということ。

それから、外観のことも景観のところで、のっぺらぼうがドンとあっただけで、どういう見た目になるのかということはちょっと気になっております。現場の見学に私は行けなかったのですが、外からガラスが見えるような、観察するための窓があるのではないかと思うのですが、そういうものがどちら向きになって、景観にどう影響するのかということもちょっと気になりました。

最後に、これも専門外なのですが、水槽からどういう音が発生するのかということ、そんなに、釣り用の道具なのでとんでもない音がドーンと出ると思わないのですが、現状でどんな音の出方がしているかと。

先ほど森川委員のコメントにもありました、騒音というのは単に音の大きさだけではなくて、気になる音というものが聞こえるのであつたらば、小さな音であつても日常的にそれが頻繁にあつたら、周囲の方には気になるということがあり得るものなのですね。

となると、水槽から発生する音がどういうものかというのは想像つかないものですが、それは現在でもお使いでしょうか。そういう点からの何かコメントもいただければと思います。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。グローブライドです。

水槽については、現状も小型の水槽がありまして、そちらで試験をやっているのですが、大きく機能としては二つあります、一つは、水槽、プールを使って、ルアーと言われる疑似餌の動きを確認する、そういう機能と、あともう一つは、実際の釣り竿を曲げて強度試験をする試験、その2種類が主にあります。

先ほど言われた高さにつきましては、後者の強度試験をする上で、やはり長い釣り竿ですと長さが10mぐらいになりますので、これを試験する上でどうしても高さが必要になってしまふということで、地上からそれなりの高さになってしまっているのが現状です。

前者のルアーのテストについては、水槽のガラス面から、横からルアーの動きを実際に見る形で今回の計画をしておりまして、面で行くと15mぐらいの長さになるのですが、水槽自体が屋内に設置を予定しておりますので、外観という意味でいくと、外からガラス面、プールが見えるということはない設計になっています。

最後に音についてですが、こちらも現状からで申し上げると、基本的に大きな音というのは発生しません。音が出る要因になるものとすると、ポンプで水を入れるときには、ポンプを稼働しますので、その際にポンプの稼働音がする可能性はありますが、日常的にポンプをずっと回し続けるということではなくて、水を基本的には入れるとき、もしくは、排水をするときに多少音がすることはあるかもしれません、現状、屋内ということもあって、頻繁にそういうたくみ上げ、排水をする計画はありませんので、そういう意味での音というところは非常に影響が少ないかなと考えております。

○宗方部会長 ありがとうございます。

総会のときも同じようなことを伺ったと思いますが、高さ方向は長い竿を使うからというのを分かることですが、建物そのものが地下に入つていれば、結果的に地上階が低くなるのではないかと。そういう意味で、もっと埋めることはできるのかと、そういう意味での

質問だったのですが。

○事業者 そういった意味でいいますと、現状の設計ですと、ちょっとプールでのテストと、釣り竿の試験をするテストのエリアが分かれています、同じ場所で、プールの低い位置で釣り竿のテストをすることができないので、そういった意味では高さがどうしても下げられないというはあるかもしれません。

○宗方部会長 例えば、青天井になっていて、外でポンと投げる分だったら建物そのものはあまり高くならないのではないかとか、素人的なコメントなのですが。

現状、今の設定の状態ということも含めますとかなりの圧迫感があるものになっていて、それはちょっと近隣に対しては、大変これは不快感を呼ぶことになろうという、そういう懸念をすごく感じておりますので。

○事業者 そういった意味でいきますと、今、強度試験のテストというものは屋外で実際にやっているのですが、竿が実際に折れてしまうことがあります、そういった場合に破片が飛んでしまったり、そういった別の安全上の問題があります、天井はつけてないですが、ネットのような、野球場の防球ネットのようなものを実際つけています、そういった形で今やっているのですが、新しい設備においてはしっかり天井を張ってやる必要があるということ、そういった計画になっています。

○宗方部会長 ありがとうございます。

では、配置等でのいろいろな配慮ということで、極力御検討をお願いいたします。

○片谷会長 片谷でございます。

私はもともと大気が専門の人間で、今回、住民の方の御意見の中にも大気の話が久々に出てきたなという感覚を持っておりまして、やはり懸念されている方はいらっしゃるわけですね。

そういう御懸念に対して、事業者が信頼してもらえるための回答としてはやはり、できる限りの環境負荷、環境への影響を減らす努力をしますという姿勢が事業者から示されると、信頼関係は強まっていくものであると、私は認識しております、ぜひ、こういうところで回答いただくときにも、そういう姿勢が表に出るような回答をしていただきたいということです。

先ほどの防音壁の材料の件なども類似するところがあると思いますし、あと大気の話で重機の排出する排ガスの問題が指摘されていますが、これも最近は、新しい重機は昔に比べればはるかに排ガス、汚染物質の量が減ってきている傾向がありますので、そういう最

新に近いものを使うというようなことを宣言していただくだけでも安心感は広まると思いますよね。

そういうことを意識しながら、こういう場での回答とか、これからまた、あと2回は来ていただくようなのですが、そういう場でのやり取りでも、傍聴されている住民の方もいらっしゃるかと思いますし、そういう方の信頼感が増すような回答をぜひ意識していただきたいというのがお願い事項です。

○宗方部会長 先ほど画面上で安立委員が中座される際にコメントを書かれたと思いますが、事務局からそれを御紹介いただけますか。

○石井アセスメント担当課長 では、御紹介させていただきます。

水槽試験室の設置場所について努力していただけるようですので、特に質問はありません。住宅との間は緑化していただく方向でお願いしたいです。

というコメントをいただいております。

○宗方部会長 ありがとうございます。

あと、保高委員がまだ御発言されていませんが、何かございますか。

○保高委員 私の専門は土壤汚染で、土壤汚染に関しては適切に対応いただけるということで、問題ないかと思っております。しっかりと都条例と、土対法にかかるのであれば土対法を含めて対応いただければと思います。

あと、地下水、水循環に関しても私の専門の一部ではありますが、先ほど御意見があるとおり、しっかりと情報を住民の方々に伝えるようにしていただければ問題ないと思っております。

以上でございます。

○宗方部会長 ありがとうございます。

一巡しましたが、既に御発言の委員からでもまだ何か追加がございましたら、御発言をお願いします。

事務局に確認ですが、あと数回事業者の方に来ていただくわけなので、次はまだ時間があると思いますが、何かその間に御検討されたものはまた事業者の方に御紹介いただくような、そういう流れになりますか。先ほどの水槽の位置をどうするかとか。

○石井アセスメント担当課長 そうですね、審議会の行われている間に御検討された結果については御報告いただけるものと考えております。

○宗方部会長 設計のし直しとかなり大変だと思いますが、できる範囲で。やはり「配慮

します」だけで終わってしまうと、どうしても市民の方も不安が残りますので、できる範囲で御説明していただければと切に願います。

○事業者 御意見ありがとうございます。もちろん我々も口だけということではなく、配慮して改善していきたいというのは事実でございまして、ただ、実際の設計図を引いたりすると、緑地の面積を計算し直したりとか、いろいろちょっと手間がありまして、正直すぐ図面とか数値で、この審議会の3回、4回のときにお示しできるかはちょっと分からるのが実態でございます。

ただ、必ず評価書であったり、変更届であったり、環境影響評価条例の手続の中ではきちんと住民の方にも分かるようにお示ししたいと思っております。

○宗方部会長 ありがとうございます。

ほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○宗方部会長 では、次回どこまで御説明いただけるかというところの難しさはあるかもしれません、先ほど会長から言われたとおり、住民の方に分かりやすく説明とか、安心をしていただけるような方針なども明確になりましたらまた御説明いただければということで、今後も御検討いただければと思います。

本日欠席されている委員から何かコメントを預かっておられますか。

○石井アセスメント担当課長 コメントは預かっておりません。

今後の流れについて飛ばしてしまったので御説明させてください。

本件に関しましては、評価書案の縦覧を4月22日から5月21日まで、都民等からの意見募集を6月5日まで実施いたしました。

見解書につきましては今後公示、縦覧予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○宗方部会長 補足をありがとうございました。私もそのことを忘れておりました。

では、何か委員から、最後にこれだけといったことはございますでしょうか。

どうぞ。

○廣江委員 すみません、これもコメントというか、考え方でお願いしたいことなのですが、先ほどから森川委員からも御指摘のあったとおり、それから、部会長からも御指摘のあったとおり、音というのは大きさだけではないということで、感覚公害というお話があったと思いますが、24時間の場合、我々が一番気にするのは、やはり夜間の睡眠ですね。

評価のこの大きさから考えると、影響が出るとはとても思っていませんが、これは日中というか、1日平均みたいな感じですかね、工場なので、L<sub>A5</sub>ですね。L<sub>A5</sub>で90%レンジ上位、90%の上端値で評価されていますが、常に一定のレベルであるならば、これも夜間ずっと、昼間も同じということを考えれば、十分小さいとは思いますが。

住民の方々の24時間でやはり御指摘しておきたいのは、夜間の騒音の影響は、睡眠妨害は感覚公害ではなく、完全な健康影響の入り口になりますので、その点は配慮いただくときに、考え方を感覚公害ではなく、住民の健全な生活を守るという意味でも、少し違う視点でも検討していますというか、考えていますという姿勢で接していただければと、これはコメントです。

○宗方部会長 そのようによろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。オンラインでもないですね。

(無し)

○宗方部会長 では、ほかに御発言も出そろったようですので、本日の審議は終わりといたします。事業者の皆様、ありがとうございました。

事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○宗方部会長 最後に、その他ですが、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

(無し)

○宗方部会長 特にないようですので、これをもちまして本日の第二部会を終わりといたします。

皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して退室をしてください。

(傍聴人退室)

(午前11時46分 閉会)